

平成22年度 第1回 新居浜市高齢者保健福祉計画推進協議会

1 開催日時 平成22年7月5日（月）15：00～16：30

2 開催場所 市役所3階 応接会議室

3 出席者

委員：秦会長、山内副会長、有吉委員、石川委員、植木委員、河端委員、坂上委員、佐藤委員、續木委員、平田淳子委員、平田ヤエ子委員、藤田委員（12人）

事務局：福祉部長 近藤、総括次長 神野、介護福祉課長 曾我部、副課長 村上、係長 峯、係長 近藤
地域包括支援センター 所長 高岸、主幹 三木、副課長 高橋

傍聴者：0人

4 会議内容

（1）平成21年度の実績について

（2）平成21年度第2回地域密着型サービス事業者の公募結果について

5 議事録

事務局	会議の開会に先立ちまして、福祉部長の近藤よりごあいさつを申し上げます。
部長	(あいさつ)
事務局	それでは、秦会長、よろしくお願ひいたします。
会長	みなさん、こんにちは。本日、平成22年度第1回目の新居浜市高齢者保健福祉計画推進協議会を開催いたしましたところ、委員各位におかれましては、大変お忙しい中にもかかわりませず、ご出席賜りまして誠にありがとうございます。 会議に先立ちまして、新しく委員になられた方をご紹介いたします。新居浜市医師会介護保険事業関係より、片岡ひろみ前委員の後任委員として河端加津美委員の推薦をいただきましたので、平成22年2月1日付けで委員に就任していただきました。 それでは、河端委員さん、自己紹介をお願いしたいと思います。 《河端委員あいさつ》
会長	それでは、本日の委員の出席状況を事務局から報告してください。

事務局	<p>議事に入ります前に、委員の出席状況をご報告いたします。本日の会議は、委員数15名に対し、出席委員12名で、推進協議会設置要綱第6条の会議の成立要件であります過半数の出席を満たしておりますことをご報告申し上げます。</p>
会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、ただいまから議事に入りますが、委員の皆様の忌憚のない活発なご意見をお願いいたします。</p> <p>まず、議題の（1）「平成21年度の実績」について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>平成21年度の介護保険事業実績について報告いたします。</p> <p>資料2ページをご覧ください。</p> <p>まず、認定関係の数値でございますが、平成21年度末の新居浜市の高齢者は、32,860人で、平成20年度末より418人増え、高齢化率は26.2%となっております。認定者数については、7,007人で、124人の増となっております。要支援1、2の要支援者が1,570人、要介護者1から5の要介護者が5,437人となっております。利用者数は5,755人で、185人の増となっており、利用率は82.1%となっております。</p> <p>サービス関係についてでございますが、在宅サービスの利用ベスト3は、平成21年度も過去同様に訪問介護、通所介護、福祉用具貸与の順番となっております。在宅及び施設の利用者実数は、在宅4,795人で182人の増、施設960人で3人の増となっております。</p> <p>次に、資料3ページをご覧ください。平成21年度の介護保険特別会計の決算状況について説明いたします。平成21年度決算は、歳入104億7,830万3,034円に対し、歳出103億1,268万5,906円で決算し、余剰金1億6,561万7,128円については、平成22年度へ繰越としておりますが、国庫支出金、支払基金交付金について、翌年度精算により、6,118万5,950円を償還、401万1,780円が追加交付の予定です。これにつきましては、9月議会において、補正予算を組み、償還いたしまして、残金は準備基金に積み立てる予定としております。</p> <p>右側の支出をご覧ください。主なものとして、総務費1億7,408万7,244</p>

円。これは、介護福祉課の人事費、事務費、認定審査会等にかかる経費となっております。保険給付費は、98億3,179万8,149円となっております。地域支援事業については、1億3,633万3,308円の執行となっております。

次に、左側の収入をご覧ください。保険料は、18億8,933万4,650円となっております。現年度の徴収率は98.6%で、前年度と同じでした。介護給付費の国庫負担金、県費負担金、2号保険料の支払基金交付金、新居浜市的一般会計からの繰入金については、翌年度精算を除いてルールに基づき決算されております。また、地域支援事業に対する交付金、一般会計繰入金についても介護給付費同様に翌年度精算を除いてルールに基づき決算されております。繰越金1億6,961万8,408円は、平成20年度の余剰金を繰越したものでございます。

4ページ、5ページは平成20年度、平成19年度のそれぞれ決算状況の表となっております。

それでは、資料の6ページ介護給付費の伸び（サービス種類別）をご覧ください。事業計画から介護給付費を見てみます。左側が各サービスの種類です。右に平成12年度からのそれぞれの給付費を示しております。平成21年度については、給付費全体におけるサービスの占める割合、平成20年度との対前年比を示しております。その右には、事業計画と実績との金額ベースの差を、また執行率を示しております。

保険給付費につきましては、事業計画97億5,556万4千円に対し、98億3,179万8千円の実績、執行率は101%、7,623万円超過となっております。また平成20年度と比べまして、4億5,086万円増加しております。事業計画と大きく違ったものは、対計画の執行率では、増えた方で、小規模多機能型居宅介護の185%、認知症対応型通所介護の143%、額では、通所介護の2億6,710万9千円の増、小規模多機能型居宅介護の6,888万5千円の増、減った方では、執行率で、特定施設入所生活介護60%、額では、訪問介護の△2億896万6千円となっております。

7ページ以降サービス別の推移のグラフを載せておりますのでご確認ください。

次に、資料17ページの「高齢者福祉一般施策実施状況」についてご説明します。

高齢者福祉の一般施策については、平成18年度からの国の補助事業の見直し伴い、地域支援事業への組み換えを行い市単独事業として継続して実施しております。大きく分けて介護保険で実施できない分野の事業とお考えいただければと思います。

それでは、項目ごとにご説明いたします。

まず、生き生きデイサービス事業ですが、別子山地区を対象としたデイサービス事業です。平成21年度は、別子山地区で実施していた介護予防事業への参加者も含め、月2回実施し、登録者23人、延べ利用者数は、297人で、決算額は119万1千円です。

次に、老人短期入所事業ですが、高齢者を介護している介護者が病気や入院などの理由により、一時的に在宅介護が困難になった場合、介護保険サービスでの老人短期入所に続き、1年間に1回限り、介護保険利用日数を含め連続30日の利用ができるというのですが、平成21年度の利用者は3人で23日の利用でした。

次に、福祉電話貸与事業ですが、安否確認が必要と認められるひとり暮らしの高齢者の方で、市民税が非課税の方に、電話を貸与し、その基本料金を補助するものです。平成21年度は、47台貸与し、決算額109万5千円です。

次に、緊急通報体制整備事業ですが、これは、安否の確認が必要と認められるひとり暮らしの高齢者に、緊急通報装置を設置するものですが、平成21年度末では386台の登録があり、緊急の対応救護が8件、救急が2件ありました。決算額は226万6千円です。

次に、見守り推進員活動事業についてですが、これは、地域ぐるみでひとり暮らしの高齢者を見守る体制を作っていくこうとするもので、社会福祉協議会へ委託し、概ね1週間に1回見守りを行っています。平成21年度は、209人の見守り推進員により、3,863人の独居高齢者を見守りました。決算額は353万6千円です。

次に、ねたきり老人等ふれあい介護者慰労金支給事業です。6ヶ月以上ねたきりまたは重度の認知症の状態にある65歳以上の高齢者を在宅で介護している市民税非課税世帯の方を対象に慰労金を支給するものです。平成21年度は、対象者120人に對し延べ922月分支給し、決算額は579万9千円となっております。

次に、ねたきり老人等整髪サービス事業についてですが、6ヶ月以上ねたきりや認知症の状態にある人を対象に、年2回を限度に、訪問理美容を受けることができるサービスで、平成21年度は、延べ374回、233の方が利用しました。決算額は171万3千円です。

次に、老人クラブ助成事業ですが、平成21年度は単位老人クラブ数130団体、所属会員7,737人で、決算額は505万3千円です。

次に、老人広場整備事業ですが、地域での老人広場の使用において、赤土などの支給をするもので、平成21年度は、7箇所へ計18万9千円を支給しました。平成2

1年度の高齢者福祉一般施策全体の決算額は2, 103万3千円となっております。

次に、地域支援事業の実施状況についての説明を致します。

資料の18ページを開いてください。こちらの事業は介護福祉課と地域包括支援センターで実施しているものです。

まず、介護予防特定高齢者施策事業費ですが、虚弱な高齢者を対象に介護保険の要介護がなるべくつかないようにする予防する為の事業になります。昨年度特定高齢者を把握しようという事で、基本チェックリストを実施した方が705名、そのうち医師の診断症例特定高齢者だと認められまして実際の介護予防事業に参加したのが51名となっております。決算額が568万5千円となっております。

続きまして、介護予防一般高齢者施策事業費は、元気な高齢者の方たちに介護予防について、いろいろ知っていただいたりとか、介護が必要な状態にならない為に介護予防教室を開催いたしまして、健康維持に役立ててもらおうという事業でございます。介護予防の啓発パンフレットの作成、配布それから介護予防教室の開催が各教室で16回353人の参加、それから地域の支部社協でしておりますサロン活動等、講師派遣をした会議が10回、サロンのリーダーの方達に対するボランティア養成講座を3回行っております。結果、137万円となっております。

続きまして、総合相談権利擁護事業費ですが、高齢者からの総合的な相談を受けている事業でございまして、受付した件数が3, 254件、その内、継続的に支援した件数が154件となっておりまして、決算額は18万4千円となっております。

続きまして、包括的継続的ケアマネジメント支援事業費ですが、こちらの方は、介護保険の要となります、介護支援専門員の研修会等行いまして、知識の向上を図るという事業で研修会を昨年は4回開催いたしまして、研修会の参加者が378名となっています。地域でのケアネットワークというのを小学校区の公民館等で行っておりますが、その開催が66回ございました。決算額は12万9千円でございます。

続きまして、地域包括支援センター管理事業費ですが、地域包括支援センターの職員の人事費等で、8, 697万2千円の決算額となっております。

続きまして、介護費用適正化事業費ですが介護費用適正化に従事する職員の人事費等で、決算額は1, 749万3千円となっております。

家族介護教室事業費ですが、ご家庭で家族の方が介護している方達に介護実習等の教室の開催を行って講義とか演習とかで昨年、47回行い、940名の参加がございまして決算額が1, 410万円です。

次に認知症高齢者見守り事業費ですが、徘徊の高齢者の家族の方に位置情報がわかる端末機をお貸しして、徘徊高齢者の見守りに役立てて頂くもので昨年の利用者は3名で、3万3千円となっております。

続きまして、寝たきり老人等衛生品支給事業費ですが、寝たきり老人等のご家庭に紙オムツ・尿とりパットの支給する事業でございまして、紙オムツの支給が152,497枚、尿とりパットが303,810枚の支給、決算額は984万円です。

次に成年後見人制度利用支援事業費ですが、最近身寄りのない方ですか、自分でいろいろな契約とか社会的等判断ができなくなったような方に対して、市が身内の方に代わって市長申し立てと言う事を致しまして成年後見人の選任を支援する事業でございまして、昨年の利用者は5件で、4万5千円となります。

福祉用具住宅改修支援事業費ですが、住宅改修等をする為にその理由書等を書いて頂くのにケアマネジャーさんに手助けをして頂くのですが、その利用をされたのが23名で、決算額は4万6千円となりました。

配食サービス事業費ですが、独居高齢者及び高齢者夫婦世帯で食に関する自立が出来てない、食生活が偏っている方等に対して安否確認とその方の食生活を支えるという事で、配食を致しております、その配食数が昨年は延べ32,721食でして、決算額が973万8千円となっております。

それから介護相談員派遣事業費ですが、施設及びグループホーム等へ入居されている方から施設に対するご希望とか伺いまして、施設の方へ伝える橋渡し役として介護相談員を市の方から委嘱しまして月に2、3回程度施設の方へ行って頂いております。それが昨年は26施設、延べ530人派遣いたしまして、決算額が68万1千円となっております。

高齢者の生きがいと健康づくり事業費ですが、16校区100老人クラブが地域と共に声掛け合う活動の中で、支え合う仲間作りを行うという事業で、決算額は100万円でした。

最後に笑いの介護予防促進事業ですが、介護予防寄席を4か所、笑いの介護予防教室を14回実施致しまして、参加者はそれぞれ介護予防寄席は522名、笑いの介護予防教室14回の参加者は755名となっておりまして、笑いの介護予防教室の成果を発表する場として、笑いのサミットを実施致しまして651名の方に参加して頂いておりまして、決算額は170万円7千円となっております。

総合計は1億3,633万4千円の決算額となっております。

会長	ありがとうございました。 ただ今、事務局から「平成21年度の実績」について説明がありましたが、ご質問、ご意見等はございませんでしょうか。
委員	資料3ページの決算書の中で、上から4行目に滞納繰越分とありますが、いくら滞納があって、これだけの金額が入ったのか教えてください。
事務局	平成21年度の介護保険料の調定額として4,491万8,430円となっております。収入金額918万4,820円となっています。調定額に対して、収入率は20.4パーセントです。
委員	以前から毎年、金額的にはこのような感じですか。
事務局	ちなみに平成20年度の収入金額は1,068万6,450円。調定額も4,230万円と、大体同じくらいになっています。
委員	5分の1しか徴収できていないということですね。毎年こんな調子がずっと続いているのをどうされるのですか。
事務局	このままでいいということではございません。ただ介護保険の場合は、原則年金からの天引きということですが、この滞納分につきましては普通徴収の部分であって、普通徴収については基本的に年金からは天引きできません。年金が少額であり生活が苦しい人がかなりおられます。個別訪問したりしていますが、なかなか徴収率が上がってこないという状況もあります。当然、今後このままでいいとは思っていないので、何らかの形で徴収対策を考えていきます。ただ難しい状況ではあると思っています。
委員	市の他の滞納、例えば市営住宅の家賃の滞納などは、どこかにお任せして少しでも徴収しようとしている訳でしょう。
事務局	今年度から、債権管理対策室ができました。

委 員	だからこれもその中で一緒にするのですか。
事務局	当然その中の協議には入っています。ただ介護保険については、今年度は対象には出来ないという事で、来年度以降対象として検討していくということになります。
委 員	説得していただいて、できるだけ収入になるようにお願いします。
委 員	でも難しいですね。介護保険を受けているのは非健常者になるので、ちょっと言いくらいもあるのではないかと思います。
事務局	ご理解をいただけるようにしていきたいと思います。
委 員	いろんな人がそれぞれ考え方違う。黙っていてもとられる人はいる。ゴネ得をした人がいないようにお願いします。
委 員	17ページと18ページに、老人クラブの助成金がありますが、ここで団体数が違うのはどういうことなのでしょうか。
事務局	老人クラブ連合会に福祉施策一般では130団体に補助金を出しています。高齢者の生きがいと健康づくり事業は地域支援事業の方で100クラブに出しているということです。平成21年度は全体で130クラブあったのですが、地域支援事業、これは委託事業ですが、100クラブが実施したということです。
委 員	補助金はこの130団体に513万円というのは、連合会に出されている訳ですか。
事務局	補助金は130団体に513万円であり、地域支援事業の高齢者生きがい健康づくり事業は連合会との委託契約で100万円を、いずれも支払いは連合会宛てにしています。
委 員	もう少し整合性を持たせていただきたい。連合クラブに委託している訳ですね。130団体の中で動いてないクラブもあるということではないのですか。

事務局	そうではないです。地域支援事業の高齢者生きがい健康づくり事業を実施したクラブが100クラブであったということです。
委 員	老人補助事業として、130クラブに513万円支出した。高齢者生きがいと健康づくり事業をしたのが100クラブあった。それに対して100万円出した、そういうことですね。
事務局	ご理解いただけたらと思います。
会 長	その他にはありませんか。
委 員	18ページの配食サービス事業で延べ数となっていますが、対象者は何人くらいですか。
事務局	該当者は、その時で逐次お弁当をとる件数が変わりますが、平均300人くらいが利用しています。
会 長	よろしいですか。他にはございますか。
委 員	17ページの見守り推進員活動事業とありますが、見守り推進員209名、それでおいくらになっているのですか。
事務局	見守り推進員については、一月につき1,000円という実費弁償的なものが支払われています。
委 員	見守り推進員が一月1,000円で、する人が減ってきているのではないですか。電話だけはしているが、活動状況とか、一月1,000円いうのは、もうちょっと考えてあげないと、なかなか大変じゃないかと思います。これは社会福祉協議会へ委託ですか。
事務局	そうです。

委 員	連合自治会の中でも、この話が出ています。これからも実施するのであれば、仮に1,000円という金額をもう少し見直してもらわないと、見守り推進事業も今からどんどん増えていくって、高齢者が増えていくのに、なかなかその金額では受けてくれる人がいない。年寄りではできないでしょ。若い人が月1,000円では、納得できないという話も出ている。どういう考え方かは知らないが。事務局に何か考えはありますか。
事務局	連合自治会からと言われたのですが、まちづくり校区集会の中でも、校区によってその議題が出ています。確かに、一月1,000円というのが高いのか、安いのかということになると、価値観にもより、安いと言う人もいるだろうし、ボランティアでやるということになれば、1,000円は要らないと言われる人も中にはいらっしゃいます。そのあたりの価値観がかなり違うのですが、やはり今から市としても、地域の見守り、在宅介護、在宅で生活する人、地域の住み慣れた所で生活するのは大事な事なので、この体制については社協であったり、支部社協であったり、そういうところと協議しながら、どの体制がよいのか。見守り推進員を委嘱していますが、それをやるために自治会の協力を仰いで、自治会の中で、今は目安として20人に1人の見守りがついていますが、そういう数ではなくてもっと少ない人を地域の中で見守る、1対1でもいいんですがそういう形の見守りになればそんなに負担はかかるないし、そういった改善を地域の中で協議をしながら今後進めていかないといけないという風には思っています。
委 員	私も見守ってもらっている一人ですけど、文書が入っているだけです。まわって来てくれたことは分かります。
委 員	お願いしたいのですが、検討していただく時に、独居でなく、高齢者夫婦むしろそちらの方が問題が多いと思う。そのことを頭に入れて、独居という所に線を引かないように検討していただきたいと思います。
会 長	よろしいですか。
事務局	今、言われたように、独居だけに見守りが必要というわけでなくて、老老で介護し

	ている人も、片や認知症になっている方もおいでるだろうし、いろいろなケースがあります。ただ、そのケースを一番知っているのは地元の単位自治会だと思うので、内容的に一番詳しいそういう方と協議をしながら、その地域に合った地域の特性を持った取り組みをしないと、ある意味この問題は行政だけでは解決しない。やはり地域の力を借りて共助という中で取り組んでいかないといけないという気がしますので、重要な課題としてやっていきたいと思います。
会長	よろしいでしょうか。
委員	はい。
委員	見守り推進の人員について、市のホームページでは、平成16年7月に209名とでています。今日まで丸6年くらい、そのままになっていますが、この間の見直しは実施主体の市の立場としてはどのように考えていますか。
事務局	直接の答えになるか分かりませんが、見守り推進員の数が209名いるわけですが、130数名から増えていったということです。これは209名になった時点では、1人に20名という数に見合う対象者がおられて、それ以降は見守り対象者が減少しております。減少している状況の中で本来であれば209名も、20名で1人であれば下がっていっているのが本来の姿であった訳ですが、それを減らすべきではないとの事で、そのまま維持して今までできているという状況であります。その状況の中で209名が適正かどうかということも当然あろうかとも思いますが、見守りの体制を維持していく中で、この人数を減らさずに維持してきたという状況です。
委員	数字だけで割ったら、そういうこともいえると思いますが、身近に聞こえてくる話としてはむしろ見守り推進員は足らないという声の方が圧倒的に強い。今まで良いという人はいても、減らしても良いという人は聞いた事がありません。そのところを協議の場を持って、とにかく見守りを必要とされる方、今後それが予想される方の立場に立って、この問題を慎重にというかよりよい方向で、定数についての見直し等考えていただけたらと思います。

事務局	先ほど申しましたように、地域の中での見守り体制を含めて、ご相談させていただきたいと思いますので、是非ご協力を頂けるようにお願いしたいと思います。
会長	その他に何かご意見ありますか。
委員	6ページの訪問入浴とありますが、平成13年度からずっと減り続けているのは、理由としては何かありますか。デイサービスならもっと安く利用できるということもあると思いますが。
事務局	今話に出たデイサービスを見て頂くと、通所介護がかなり伸びてきている状況があります。こういう状況の中で、訪問入浴の利用がだんだん減ってきたのではないかと考えられます。それほど、希望者に対して、対応出来ない状況だという事は聞いてないので、通所介護の方で対応出来ているのではないかと思います。
委員	訪問入浴というのはどうしても、みなさんの中で割高感があるのではないかと思います。
委員	事業所側からすると1日1人か2人、結局コスト的にというと、事業所も減っているのではないかですか。
会長	よろしいでしょうか。あと他に意見はありませんか。
委員	各サービスの7ページのところですが、訪問介護の事業所は、この3年間少しづつ増えてきていると思いますが、金額的な利用は減りが大きかったのですが、何か原因があるのですか。
事務局	正確な原因というものはつかめておりませんが、他のサービスと比べて、通所介護が相当伸びていて、訪問介護が相当落ちているという状況は出ておりまして、来もらうよりは実際にそういう場に行って、一人でいるよりはいろいろな人と触れ合う機会もあり、ひきこもり予防にもなる。来てもらう事は、高齢者にとって汚れた所に人に来てもらう抵抗感ということもあるかと思います。

委 員	<p>今の関連で、先程ご指摘の7ページの訪問介護は減ってきて、事業所は増えている。あとこの議題にもありますが、地域密着型とか小規模特養とかができると、これがまた減ってくる。現実に訪問事業所は不安感を持っていて、本当にやっていけるのか。寂しい話ですが、家で看るのは大変だから、やはり施設に入れて、という一般的な流れがあるようで、このままでいくと訪問事業は成り立たなくなってしまう、淘汰されたりすることが起きてくるのではないかと思います。これは事務所に任せておくという話だけでもない。今後の見通しを示さないと、やはり市民全体としてサービスが低下しないように、ひとりひとり考えて欲しいと思います。</p>
会 長	<p>いろいろとよりよいご検討をしていただきたいと思います。他に何かありますか。</p>
会 長	<p>それでは、平成21年度は報告どおりの実績で推移したということで、ご了承願いますでしょうか。</p>
	<p>(異議なし)</p>
会 長	<p>ありがとうございます。それでは、平成21年度の実績は報告どおりで推移したということでご了承お願いします。</p>
	<p>次に、議題の(2)「平成21年度第2回地域密着型サービス事業者の公募結果」について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>平成21年度第2回地域密着型サービス事業者公募結果について、ご説明を致します。資料の19ページからの募集要項をご覧ください。公募致しました地域密着型サービスは、認知症対応型共同生活介護4施設と小規模多機能型居宅介護4施設となっています。応募者の条件と致しましては、市に事業所のある法人とし、第1回公募選考以外の法人、公募期間は平成22年1月4日から平成22年2月10日までと致しました。選考については現地調査を経て、地域密着型サービス運営委員会においてプレゼンテーションを実施し、認知症対応型共同生活介護4施設と小規模多機能型居宅介護3施設を決定しております。応募事業者、審査結果については資料23ページをご覧ください。</p>
	<p>なお、認知症対応型共同生活介護については、川西圏域での応募がなかった事、川東圏域での応募者の評価が高かった事及び地域バランスを考慮しまして、川東圏域で</p>

2業者を選定しております。その事は募集要項の5選定方法について、日常生活圏域で応募のない場合は、他の日常生活圏域での次点の事業者を選定する場合がありますということと符合する内容となっております。

続きまして、国の経済危機対策を踏まえた介護基盤の整備方針に基づく整備箇所の選定結果については3月末にお知らせ致しておりますが、ここで再度ご報告をさせていただきます。

愛媛県全体の整備枠192床に対して、本市で増床希望がありました特別養護老人ホーム4か所のうち、ハートランド三恵が定員50人から80人に30床の増床、老人保健施設2か所のうち、はぴねすケアセンターが定員60人から80人に20床の増床の通知がありましたのでご報告いたします。

会長 ありがとうございました。ただ今、事務局から「平成21年度第2回地域密着型サービス事業者の公募結果」について説明がありましたが、ご質問、ご意見等はございませんでしょうか。

委員 平成22年3月26日付の整備箇所の結果と資料23ページの地域密着型介護老人福祉施設とありますが、この表はどう見たらいいんですか。

事務局 これにつきましては、地域密着型サービスのこの表は、介護保険の第4期介護保険事業計画に基づいて実施している内容です。先ほど申し述べた国の経済危機対策を踏まえた介護基盤の整備というものにつきましては、第4期介護保険事業計画に基づくものではなく、広域型の介護施設の増床という事で国が特別に認めたもので、この表には載っておりません。

この増床は、50床から80床とか60床から80床という数字を出しましたけど、施設の安定的な経営をする為に、やはり50床では安定的には経営出来ないということがあって、増床の前倒しという形をとって、今回は、愛媛県自体が増床計画で決めたことです。そして、23ページにある表は新居浜市が認める地域密着型としての第4期計画の中で、新居浜市が指定できる施設です。県と市という分け方をすると前段が県の認可で、後段の方が、市の判断で出来るものです。それがずっと第3期の間は、県の基準を満たしているということで増床が認められなかったものが、その計画の前倒しと経営の安定化という意味で増床が認められたということです。だから地域密着

	型とは別の物として考えていただけたらと思います。
委 員	市全体の整備計画の中で増床分は、当初は市として30床を予定していたものがプラス20床となりました。地域密着の方で小規模特養が計画として6か所整備するようになっていますが、今5か所決定しています。この中で先程、増床が30床のところ50床整備することになり、全体として今後あと1か所整備するのか、30床のところが50床になったから、6か所整備するところを5か所で止めてこのままいくのか。そのあたりはどうですか。
事務局	当然介護保険の事業計画の中で保険料とのバランスを踏まえながら今後協議していくないといけないと思っています。今現在予定としては地密着型介護老人福祉施設がまだ1つ残っていますが、先程おっしゃっていただいたようにそれに見合うだけの増床も出てきていますので、総合的に協議させていただき進めていきますので、今のところ正式にどうするという方針は決まっておりません。
会 長	その他にはございますか。
委 員	県の施設整備で県費が関わるものについては県の指導が結構強くて、例えば入れについてゼネコンと地場の産業とのジョイントしてくださいとか、とにかく愛媛県の企業を使ってくださいというような指導だと思うんですが、今回地域密着型で、市がやっている分について、例えば、この不景気の中でなるべく市の業者を使うようにという配慮などはありますか。
事務局	市のほうから、明確にこういう形態をとりなさいとか、そういうところまではできていませんが、各事業者の方で地元の事業者として事情を汲んでいただくようお願いしているということです。
委 員	要望は出しているが、事業所任せということですか。
事務局	事業所にとってはいいものを作りたいという思いもありますので、ある程度の実績とか建設事業者の技量を高いところに置く事業者もいます。そこを市内の事業者に請

	け負ってもらうよう強制はできないところもあり、できるだけそういうところで協力いただきたいとお願いはしていきたいと思います。
委 員	慈光園の時は、ある程度市の担当が決めたのではないですか。
事務局	あれは市の直営の施設になるので、市で決めたということです。
会 長	<p>大変と思いますが、でもやはり市に潤いをもたらすようにお願ひしたいと思います。その他にはございませんでしょうか。では次に、この推進協議会の今後の開催について、皆さんの意見を伺います。</p> <p>高齢者福祉計画は、来年度に策定作業が実施されますため、今年度は、現計画の進行を見守ることとなっています。このため、今年度に協議すべき事項は、特に設定されていないという状況のようです。特に議題がなければ、今後の会の開催について、事務局から説明させていただきたいと思います。その前に、ご意見があればお聞きしたいと思います。</p>
委 員	1月15日に前回の会を開きました。その時に事業計画、市の福祉計画が少しでも良くなるようにする為には、何か月に1回は会を開きましょうと言ったはずです。議事録にも残っています。1月15日に会があって、議事録がかなり遅れたのはどういうことですか。
事務局	議事録の遅延ですが、今後についてはやはり事務的な事もありますが、そういうとの無いように対応をしていきたいと思います。
委 員	遅れた事に何か理由はありますか。
事務局	事務に追われていたというのが実情です。議事録を優先してするということは当然あると思うのですが、なかなか手が回らなかったというのが実状としてありましたので、できるだけ議事録を優先したいと思います。
会 長	これからは優先してやるということなので、今後については取り組んでいただくとい

	<p>うことによろしいですか。</p> <p>みなさんも忙しいと思いますが、いろんな意見を持ってお集まりいただいているので、この会を複数回開きたいと思いますので、この件について事務局の方はどうお考えかお答えください。</p>
事務局	<p>先程説明していただいた内容、確かに来年度は策定作業の年で複数回、頻繁に会を開かざるを得ない状況です。その状況を踏まえながら、今年度どうするかということですが、とりあえず、議題として今のところ決定しているものはございませんが、時期的には11月頃に開催していただいて、ここで即答できない事も出てくるでしょうし、確認しないといけない事も出てくるのではないかと思います。そういうことを調査したうえで、2月頃にその結果を踏まえて対応させていただければ、来年度の計画策定に対して国の何らかの資料が出てくると思いますので、来年度に向けた話と情報提供等も含めて会が開けるのではないかと思います。</p>
委員	<p>今までやってきた年に3回か4回くらいの中で、問題点が起きた時に会議を開いていますが、その合間に小さい事が起きた場合に、委員さんの中で考えが浮かんだ時に、議題にかけたらいいと思ったら、委員が事務局に協議会を開いてもらうようにしたらどうでしょうか。その時、その時に、問題が起こったという時に、事務局に会議を開いてもらったりいかがですか。</p>
会長	<p>このような意見を出していただいたのですが、こういう問題をという緊急問題が出たときに事務局と相談をして会を開くか、それとも先程事務局が言っていただいた、11月に今までの意見をいろいろ検討して皆さんに報告していただくようにするか、それとも年間に3回、4回ではなくて、2か月に1回とかそれぞれ問題点を持つてもう少し頻繁に開くとか、いろいろな意見があろうかと思いますが、どのようにいたしましょうか。まだ一度も意見を伺っていない委員の方はお願ひします。</p>
委員	<p>頻繁に集まれる会であれば集まればいいと思いますが、これだけの人の都合を合わせるとなるとなかなか大変だと思いますので、その都度その都度という形は難しいと思います。ただ、会を開かなくても何か緊急事態で、みんなのご意見をいただきたい時には、文書で意見もとれるかとは思います。それで、いくつか議題が集まった時</p>

	には顔を合わせて討論してもいいかと思います。
会長	ありがとうございました。
委員	先程おっしゃられたように、小さな事は書類審査で済ませていただいて、どうしても委員のみなさんが集まって検討しないといけないような議題に関しては、考えていただいて召集して結構だと思います。あと、こんな資料を何冊も見させてもらっても結局、専門用語的なものがたくさんございまして、もう少し私たち素人が見ても分かるようにご説明をいただけたら、もう少し理解する度合いが100%に近くなるのではないかと思います。その辺りもよろしくお願ひします。
会長	今のご意見については、資料の下かどこかに用語説明などを入れてもらってよろしいでしょうか。
事務局	はい。今後、出来るだけわかりやすく、用語説明なども入れたいと思います。
委員	時間がかかり過ぎると思います。いろんな資料を読んで欲しいとか、お年寄りの問題ですので、急ぐこともあるでしょう。私もいろいろ体験しましたが、老人なんかも早く介護の認定を受けないといけないと言いますよね。でも、元気な時は認定を受けることができません。何かあれば診断書で介護認定ということになるので、1か月くらいかかります。亡くなった後に認定が出ることもあります。こういうことも話し合えるような会にして欲しいと思います。
会長	ありがとうございました。議題を作つて集まるというのは、これだけの委員のみなさんの今の一人ひとりの意見もあると思いますし、それは事務局にお聞きして、とにかくできるだけみなさんの要求がたくさんある時には会を開くという事にしまして、とりあえず10月か11月頃に会を開いて、みなさんのご意見を聞くという事でよろしいでしょうか。
	(異議なし)

会長	<p>それでは、そのようにさせていただきます。</p> <p>たくさんいろいろとご意見をいただいたのですが、こういう会として問題を早急にみなさんと審議したり、集まりたいと思う事がありましたら、事務局に向けて、いろいろと次の会までにご提案願いたいと思います。</p> <p>それでは、予定いたしておりました議題が全部終わりましたので、これで閉会したいと思います。長時間にわたりまして、ご協力ありがとうございました。</p>
----	--